

健康福祉部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

5月26日提出

目 次

◎補正予算関係

1	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域・家庭福祉課）	3
2	地域でつなぐ認知症支援推進事業（長寿社会課）	4
3	介護人材確保対策事業（長寿社会課）	5
4	医療的ケア児等総合支援事業（障害福祉課）	6
5	精神保健福祉台帳管理システム整備事業（障害福祉課）	7
6	障害児・者施設整備補助事業（障害福祉課）	8
7	ひきこもり対策推進事業（障害福祉課）	9
8	「あきた健康宣言！」推進事業（健康づくり推進課）	10
9	歯科保健医療推進事業（健康づくり推進課）	11
10	妊娠・出産への健康づくり支援事業（保健・疾病対策課）	12
11	【新】保健師人材育成支援事業（保健・疾病対策課）	13
12	肝炎治療特別促進事業（保健・疾病対策課）	14
13	医療機関連携強化支援事業（医務薬事課）	15
14	【新】医療施設等経営強化緊急支援事業（医務薬事課）	16
15	【新】重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（医務薬事課）	18
16	看護職員確保対策事業（医療人材対策室）	19
17	指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為について（健康福祉部）	20
	・秋田県社会福祉会館管理運営費（地域・家庭福祉課）	21
	・秋田県北部老人福祉総合エリア管理運営費（長寿社会課）	22
	・秋田県中央老人福祉総合エリア管理運営費（長寿社会課）	23
	・秋田県南部老人福祉総合エリア管理運営費（長寿社会課）	24
	・秋田県点字図書館管理運営費（障害福祉課）	25
	・秋田県総合保健センター管理運営費（健康づくり推進課）	26

◎議案関係

1	秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案の概要について（地域・家庭福祉課）	27
2	秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例案の概要について（医療人材対策室）	29

予算額 2,100千円 (⊖ 2,100)

1 事業目的

全ての子どもたちが健やかに成長できる地域社会を形成するため、子ども食堂等の居場所づくりや生活支援事業の立ち上げを支援することにより、子どもの貧困対策の一層の推進を図る。

2 実施主体 民間支援団体

3 事業内容

(1) 補助対象者

NPO等民間支援団体

(2) 補助対象事業

子ども食堂、食料支援、制服等リユース、学習支援等

(3) 補助対象経費

事業の立ち上げ等に必要な経費（保険料、交通費、消耗品費、印刷製本費、賃借料等。ただし、団体の運営経費は除く。）

(4) 補助率・補助上限額

- ・ 補助率 3／4
- ・ 補助上限額 300千円

4 予算額

補正 2,100千円 (300千円×7団体)
(補正後 3,000千円 (300千円×10団体))

【参考】

○第2次子どもの貧困対策推進計画（令和3～7年度）における目標値

子ども食堂等子どもの貧困対策を実施している民間団体等がある市町村数	
目標値	25
R7.3末	19

○支援内容別団体数（R7.3末現在）

県内支援団体数		69
支援内容 (重複あり)	子ども食堂	50
	食料支援	20
	制服等リユース	17
	学習支援	12
	その他	10

予算額 4,959千円（国 4,959）

1 事業目的

令和6年1月1日に施行された認知症基本法（以下「基本法」という。）に基づき、令和6年12月に国が策定した認知症施策推進基本計画を基本とした都道府県版の認知症施策推進計画を策定する。

2 実施主体 県

3 事業内容

同計画を策定するため、以下の業務を行う。

- ① 本人の声を丁寧に聴く場の開催
- ② 家族の声を丁寧に聴く場の開催
- ③ 検討委員会の開催
- ④ 認知症施策推進計画策定準備業務委託
 - ・委託内容 計画原案の作成補助
 - ・委託先 コンサルタントを想定
（企画提案による随意契約）
 - ・期間 令和7年8月1日～8年3月31日

【計画策定の基本理念】

認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らすことができるよう、「新しい認知症観」に基づいて、一人ひとりが相互に尊重し支え合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指す。

※ 新しい認知症観

認知症になったら何もできなくなるわけではなく、認知症になってからも、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

【計画策定のスケジュール】

令和7年	9月	骨子案の作成
	12月	素案の作成
令和8年	1月	パブリックコメントの実施
	2月	計画案の作成
	3月	計画策定

介護人材確保対策事業（（新）外国人介護人材誘致促進事業、外国人等介護従事者受入環境整備事業）

長寿社会課

予算額 7,240千円（国 3,333 ① 2,240 ② 1,667）

1 事業目的

生産年齢人口の減少等により人手不足が課題となっている介護分野への外国人材の受入れ拡大を図る。

2 実施主体 介護サービス事業者

3 事業内容

（1）①外国人介護人材誘致促進事業

5,000千円

外国人材の受入れを予定する、又は拡大する事業者に対し、海外の送り出し機関との協議などの現地活動に要する経費を支援する。

i) 補助対象経費

渡航費、現地コーディネート経費、
多言語対応リーフレット作成費等

ii) 補助率等

10／10

1 法人当たり上限50万円

（2）外国人等介護従事者受入環境整備事業

2,240千円

外国人介護人材の受入れを予定する、又は拡大する事業者に対し、受入れ環境整備に要する経費を支援する。

i) 補助対象経費

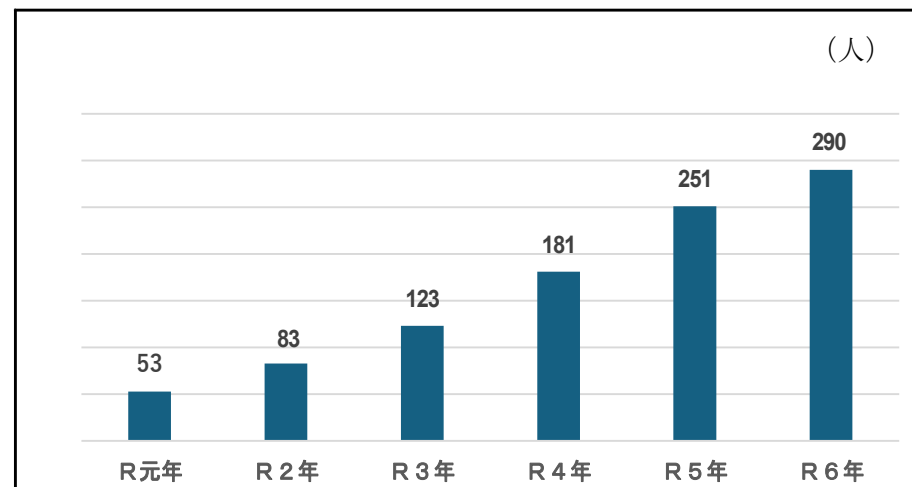
多言語翻訳機の導入経費、日本語学習経費等

ii) 補助率等

2／3

1 事業所当たり原則上限20万円

参考：県内の外国人労働者数（社会福祉・介護）の推移



<出典>秋田労働局：「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ

予算額 3,940千円（㊦ 3,940）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

医療、保健、福祉、教育等の関係機関や民間支援団体相互の連携を促進し、医療的ケア児及びその家族への支援の充実を図る。

2 実施主体 （一社）秋田県医師会

3 事業内容

医療的ケア児及びその家族への支援に関する好事例等の情報を収集し、関係者間で情報を共有することにより、県内の各地域でより充実した支援体制が構築できるよう、事例調査や支援従事者向け研修会及び県民公開講座等の開催に要する経費を助成する。

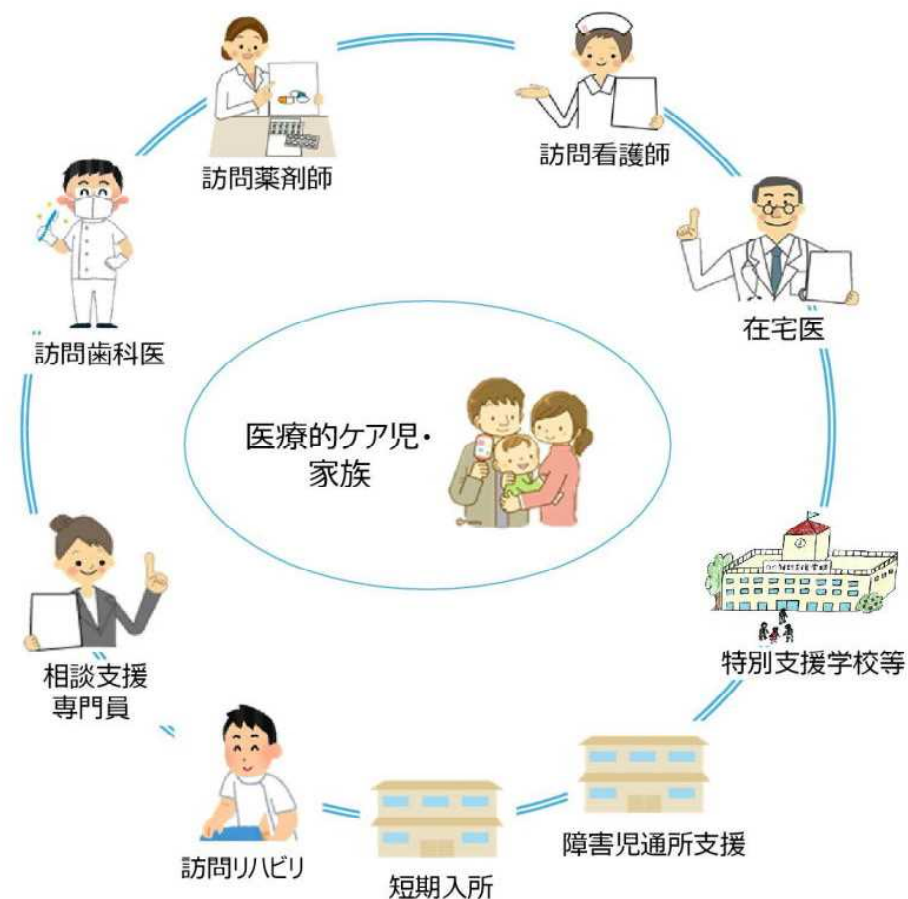
○対象経費

- ・事例調査
- ・広報用リーフレット・好事例等紹介動画の作成
- ・従事者向け研修会（県内3か所）の開催
- ・県民公開講座（年1回）の開催

○補助率

10／10

<参考：医療的ケア児等支援体制イメージ図>



予算額 9,514千円 (国 5,400 〇 4,114)

1 事業目的

精神障害者保健福祉手帳における旅客運賃減額種別のマイナンバー情報連携及び自立支援医療（精神通院医療）のオンライン資格確認を可能にするため、精神保健福祉台帳管理システムの改修を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 精神障害者保健福祉手帳のマイナンバー情報連携に係る改修 3,867千円

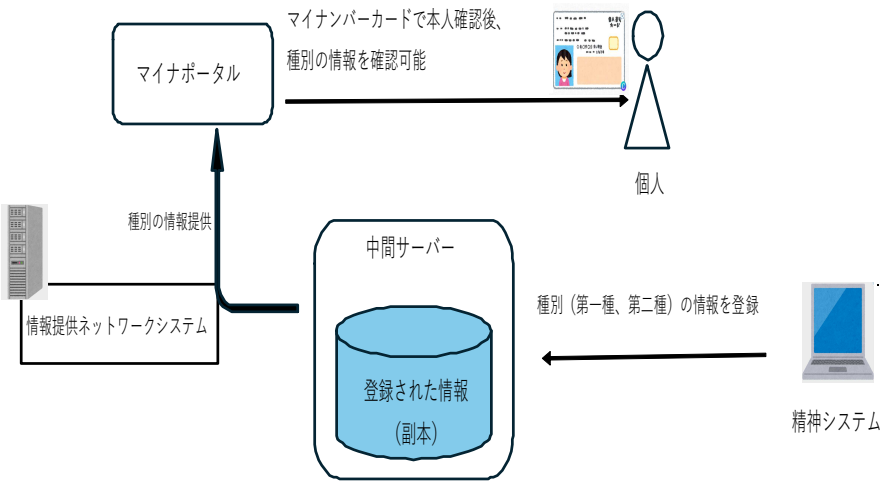
- ・委託先 株式会社フィデア情報総研
- ・委託内容 システム改修業務

(2) 医療費助成オンライン資格確認に係る改修 5,647千円

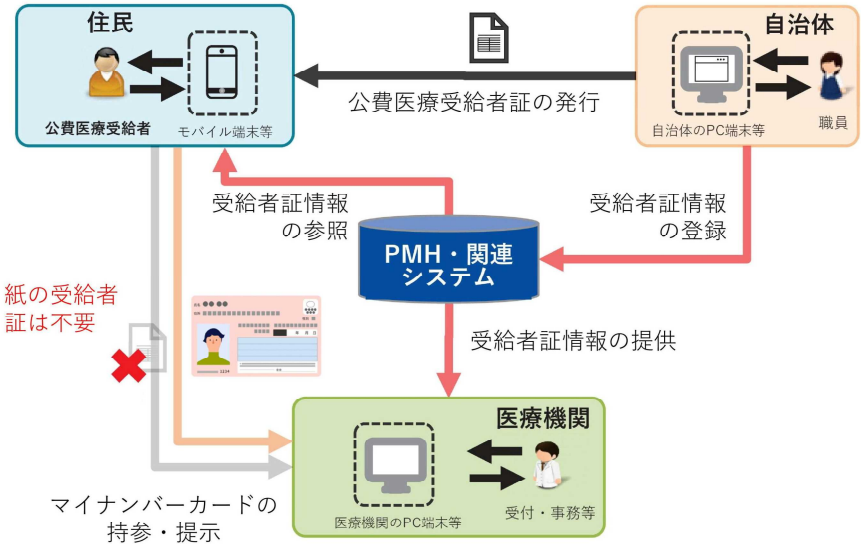
- ・委託先 株式会社フィデア情報総研
- ・委託内容 システム改修業務

※精神保健福祉台帳管理システムとは
県内の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証に関する台帳管理、交付事務のために活用している。

(1)精神障害者保健福祉手帳マイナンバー情報連携イメージ



(2) オンライン資格確認イメージ



予算額 129,400千円（国 86,266 債 34,500 ー 8,634）

1 事業目的

障害福祉サービス等を提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。

2 補助率

3／4（国1／2、県1／4）

3 事業内容

（単位：千円）

設置主体	設置場所	整備区分	種別・定員(人)	補助額
(福)ファミリーケアサービス	横手市	創設	生活介護 8	82,219
			就労継続支援B型 12	
			特定相談支援 ー	
	横手市	創設	児童発達支援センター 10	47,181

※内示見込施設

4 施設概要

事業所名 障害者支援施設ひまわり社
モモの家

創設予定地 横手市横山町1-1

※既存の同一建物を改修して創設する計画である。

既存建物写真



予算額 7,384千円（国 5,534 〇 1,850）

1 事業目的

ひきこもりに対する県民の理解促進に向けた広報や相談窓口の周知を行うとともに、ひきこもりの当事者や家族等に対する支援ニーズ調査を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

（1）ひきこもりに関する理解促進に向けた広報

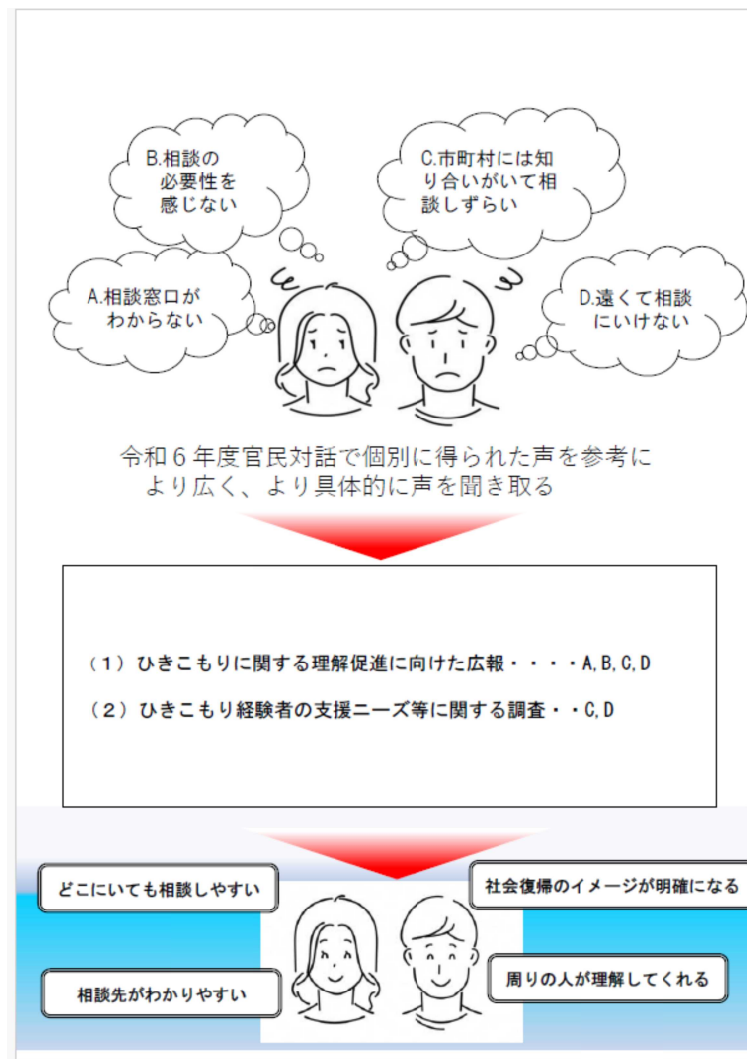
4,696千円

県広報紙等を活用した支援窓口の周知及び支援ニーズ等に関する意見聴取

（2）ひきこもり経験者の支援ニーズ等調査

2,688千円

県内のひきこもりの居場所を利用しているひきこもり経験者のうち協力が得られた方に対する面接調査



予算額 1,000千円（（寄） 1,000）

1 事業目的 余暇活動や睡眠などによる休養を中心とした健康づくりの取組を更に促進するため、健康づくりに関するデータに基づいた情報を発信する。 2 実施主体 県 3 事業内容 （１）データの収集及び分析 余暇活動や運動、栄養指導などの取組を実践した者のバイタルや睡眠等のデータを収集し、取組との関連等について分析を行う。 委託先：秋田大学 （２）データ収集及び分析で得られた情報の発信 ①企業等への訪問による啓発活動 働き盛り世代を対象とした、医療職による企業訪問形式での啓発活動の実施 委託先：秋田大学	②情報発信コンテンツの制作 健康づくりに関する情報発信サイト「秋田健」における、適切な休養が取り入れられた生活習慣の定着を促進するためのコンテンツ制作 委託先：（株）秋田魁新報社 4 その他 財源は企業版ふるさと納税を活用
--	--

予算額 19,008千円（国 19,008）

1 事業目的

災害時における歯科保健医療を提供するため、
歯科医療や口腔ケア等の歯科保健活動の実施に必要な
器具・器材等を整備する。

2 実施主体 （一社）秋田県歯科医師会

3 事業内容

災害時に避難所等において歯科保健医療活動
を実施するために必要な携帯型歯科用ユニット等
の器具・器材等の整備に係る経費に対して補助
する。

- ・基準額 19,008千円
- ・補助率 10／10
- ・対象経費 携帯型歯科用ユニット、訪問歯科
用折り畳みチェア、器材運搬用車
両、滅菌器、浄水装置、歯科用切
削器具、仮設診療所用テント等

- ・携帯型歯科用ユニット・訪問歯科用折り畳みチェア



- ・滅菌器



予算額 1,377千円（国 840 〇 537）

1 事業目的

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向け、総合的な支援を行う。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

（1）女性の健康支援事業 453千円

秋田県こども計画に掲げた「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供に取り組む施策」の1つとして、ネットワーク会議設置を通じて県内のプレコンセプションケア推進体制を構築するとともに、プレコンセプションケアの周知に向けた啓発を実施

プレコンセプションケアとは

男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促す取組のこと。

①広報啓発リーフレット作成

不妊予防や将来の健康についての知識を身に付けるため、商工会等の関係団体や事業所、大学生などに配付。

②ネットワーク会議の開催

産婦人科医師、助産師、栄養士、養護教諭等教育関係者、市町村保健師、PTA連合会、当事者等により構成し、プレコンセプションケアの意識を醸成。

（2）**〇**遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業 924千円

遠方の産科医療機関等で妊婦健康診査を受診する必要がある妊婦に対し、交通費を助成する市町村への支援

・実施主体 市町村

・補助率 3／4（国2／3、県1／3）

・支援対象

自宅又は里帰り先から最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等（ハイリスク妊婦の場合は周産期母子医療センター等）まで、概ね60分以上の移動時間を要する妊婦

・支援内容

移動に要する費用の8割

予算額 1,998千円（② 1,998）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

専門的な能力を持った保健師人材を育成し、地域保健活動において、住民の多様化する健康課題やニーズへの対応や、県と市町村との連携による災害時の迅速な対応を可能にするため、県内の保健師養成施設や関係団体等と連携して、保健師の体系的な現任教育体制の整備を行うとともに、各々のキャリアに応じた計画的な受講を促進する。

2 実施主体

県

〔事業の一部を日本赤十字
東北看護大学に委託〕

3 事業内容

- (1) 保健師現任教育推進検討会の開催 347千円
個別支援や集団支援等の専門能力の向上を図るため、令和8年度からのキャリアレベルに応じた専門研修実施に向けて必要な検討を行う。

①開催回数
年3回

②会の構成
看護大学等保健師養成施設、県看護協会、市町村、保健所等

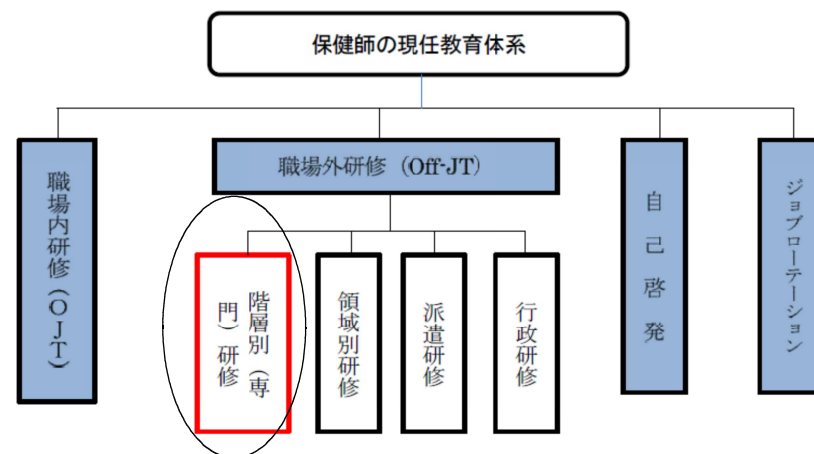
③主な検討事項
ア キャリアレベル別の研修プログラム及び個別評価項目の作成
イ 新人保健師のプリセプター支援

- (2) キャリアレベル別研修会の試行 1,651千円
前記(1)の検討を踏まえて研修会を試行し、プログラムを検証する(委託)。

4 令和8～9年度の方角性

- (1) キャリアレベル別研修会の継続実施
(2) 受講前後の個別評価の実施

【参考】各階層の保健師が受講すべき研修等
(保健師の人材育成ガイドラインより)



肝炎治療特別促進事業（（新）マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化等に係るシステム改修事業）

保健・疾病対策課

予算額 3,833千円（国 1,915 ー 1,918）

1 事業目的

肝炎、肝がん患者の受給者証持参の手間や紛失リスクを解消するとともに、医療機関においては資格確認事務の負担軽減、自治体においては正確な請求に基づいた事務処理の効率化を図るため、医療費助成のオンライン資格確認システム導入及びマイナンバー情報連携に対応したシステム改修を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

- ・国の情報連携基盤（PMH）への接続対応
住民、医療機関、自治体の3者がオンラインで肝炎医療費助成及び肝がん入院医療費助成のための受給者証情報を取り扱うための改修。

4 予算額 3,833千円

①委託費 3,363千円

- ・助成システム改修に係る経費

②使用料 470千円

- ・本庁及び県保健所に設置するPC端末の使用料

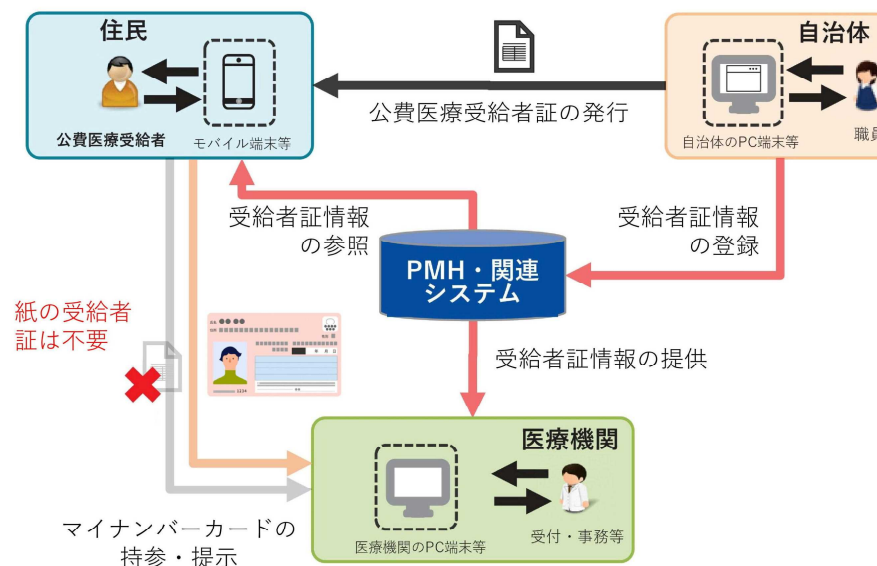
●PMH（Public Medical Hub）

厚生労働省が推進する医療DXの取組において構築された医療情報連携基盤。

自治体、医療機関・薬局などの間で、医療費助成、予防接種、母子保健などの情報を安全に共有・連携するための情報連携システム。

マイナンバーカードを活用し、これらの情報をデジタル化することで、患者や医療従事者の利便性向上、事務効率化、医療費の適正化などが期待されている。

●PMH導入後の医療費助成業務全体像



予算額 10,000千円（Ⓐ 10,000） [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

医療機関相互の役割分担と連携強化を促進し、医療を効率的に提供できる体制を構築するため、地域医療連携推進法人制度の周知や法人の設立支援等を行う。

2 事業内容

医療機関相互の機能分化と連携強化を促進するため、複数医療機関が関わる再編に向けた取組に要する経費を助成

- ・対象者 機能分化や連携に向け取組を進める医療機関で構成される団体
- ・対象経費 再編計画策定に係る委託料、地域医療連携推進法人設立・運営に要する経費（会議費、法人事務局経費、共同研修に係る経費）
- ・基準額 4,000千円
- ・補助率 1／2
- ・補助対象 5団体
（法人設立前後3年間を対象とする。）

【参考1】令和7年度当初予算の内容

地域医療連携推進法人等普及啓発事業 1,603千円
 県内の病院や診療所等に対し、地域医療連携推進法人制度の周知や連携に関する相談対応等の支援を行う。
 ・事業内容 研修会の開催、相談受付、広報
 ・委託先 （一社）秋田県医師会

【参考2】地域医療連携推進法人とは

（1）内容

地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする一般社団法人で、都道府県知事が認定する。

（2）メリット

参加法人が独立性を保ちながら、医薬品の共同購入や病床の融通といったグループ化の利点を享受できる。

（3）全国の法人数

45法人（令和7年1月現在）
 ※県内は3法人（令和7年4月1日現在）

【令和6年4月1日認定】

- ・Alliance for the Future and Sustainable Society (AFSS)
 （秋田市、男鹿市、鹿角市、潟上市、藤里町、三種町、五城目町）

【令和7年4月1日認定】

- ・北鹿ヘルスケアネット（大館市、鹿角市、小坂町）
- ・在宅オンライン医療センター（横手市）

予算額 1,310,285千円 (国 1,293,185 〇 17,100)

1 事業目的

患者数の減少や物価高騰による経営状況の急変に対応するため、生産性の向上や病床数の適正化等を実施する医療機関等に緊急的な支援を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業

627,065千円

① 給付金 604,560千円

生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等に対し、経費相当分の給付金を支給

・支給対象 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、診療所、訪問看護ステーション

・対象経費 ICT機器等の導入経費
タスクシフト／シェアに資する職員の人件費
職員の処遇改善に要する賃金

② 事務費（委託料） 22,505千円

・問合せ対応、申請受付等

(2) 病床数適正化支援事業 603,288千円

病床数の適正化を進める医療機関に対し、給付金を支給

・対象医療機関数 15医療機関

・対象病床数 173病床

・支給額 1床当たり4,104千円

(3) 施設整備促進支援事業 5,688千円

物価高騰など経済状況の変化により施設整備等が困難となっている医療機関に対し、給付金を支給

・支給対象 北秋田市
(阿仁診療所医師住宅)

・支給額 物価高騰を反映した補助額と既存の国庫補助額の差額

(4) 分娩取扱施設支援事業 17,500千円

分娩取扱数が減少している分娩取扱施設に対し、給付金を支給

・対象医療機関数 7医療機関
・支給額 1施設当たり2,500千円

(5) 小児医療施設支援事業 11,750千円

小児入院患者数が減少している小児医療の拠点となる施設に対し、給付金を支給

・支給対象 秋田大学医学部附属病院
・支給額 小児部門の病床1床当たり250千円

(6) 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

34,200千円

分娩取扱施設が少ない地域に所在する分娩取扱施設の運営費に対する補助

・対象医療機関数 3医療機関
・対象経費 職員基本給、職員手当等
・基準額 1施設当たり11,400千円

(7) 地域連携周産期支援事業（産科施設）

10,794千円

妊婦健診を実施しているが分娩取扱のない
産科医療施設の施設・設備整備に対する補助

- ・対象医療機関数 1 医療機関（施設整備）
5 医療機関（設備整備）
- ・対象経費 妊婦健診を行う産科医療
施設として必要な施設・
設備整備費
- ・補助率 1／2（国 10／10）

予算額 198,549千円（国 132,363 〇 66,186）

1 事業目的

医師偏在の是正及び地域医療提供体制の確保を図るため、医師の偏在が課題となっている地域において承継又は開業する診療所に支援を行う。

2 実施主体 県

3 補助対象

重点医師偏在対策支援区域（秋田市以外の市町村）内で承継又は開業する診療所

4 事業内容

- （１）施設整備事業 116,160千円
- ・対象経費 診療室等の整備に係る経費
 - ・補助率 1／2（国 2／3、県 1／3）
- （２）設備整備事業 24,750千円
- ・対象経費 医療機器等の整備に係る経費
 - ・補助率 1／2（国 2／3、県 1／3）
- （３）地域への定着支援事業 57,639千円
- ・対象経費 診療所の運営に必要な経費
 - ・補助率 2／3（国 2／3、県 1／3）

[参考] 重点医師偏在対策支援区域について

厚生労働省が医師偏在指標等に基づき提示する候補区域を参考に、県が地域の実情に応じて選定する医師不足が深刻な地域。

厚生労働省が提示する候補区域の県北医療圏及び県南医療圏のほか、県央医療圏のうち医師少数スポットである秋田市以外の市町村を重点医師偏在対策支援区域として選定した。

予算額 621千円（○ 621）

1 事業目的

県内外における看護系大学生の県内就職率を上げ、看護職員の確保・定着を図る。

2 実施主体 県**3 事業内容**

県内の看護系大学及びアキタコアベースにおいて、カフェのようにくつろいだ雰囲気の中で、県内病院の若手看護師と学生が交流し、自施設の紹介や看護師としての業務を説明することで、県内での就職に興味を持ってもらう。

（１）対象者

- ・ 県内 看護系大学生各 50 名程度
- ・ 県外 首都圏の看護系大学生 10 名程度

（２）開催回数

- ・ 県内 県内 3 大学各 1 回
- ・ 県外 2 回

（３）参加看護師

各病院からの推薦により決定

（４）必要経費

旅費、需用費、役務費等 621 千円

<参考>

県内看護師等養成施設卒業者進路状況

卒業年度		R1	R2	R3	R4	R5
全施設 (日赤大学院含む)	卒業者	467	463	451	443	434
	進学・その他	26	40	39	39	33
	全就職者	441	423	412	404	401
	うち県内就職者	263	269	248	262	257
	県内就職者率	59.6%	63.6%	60.2%	64.9%	64.1%
うち大学 (3施設)	卒業者	263	246	243	235	228
	進学・その他	16	21	26	24	19
	全就職者	247	225	217	211	209
	うち県内就職者	100	99	95	98	95
	県内就職者率	40.5%	44.0%	43.8%	46.4%	45.5%
うち養成所 (5施設)	卒業者	204	217	208	208	206
	進学・その他	10	19	13	15	14
	全就職者	194	198	195	193	192
	うち県内就職者	163	170	153	164	162
	県内就職者率	84.0%	85.9%	78.5%	85.0%	84.4%

全施設、養成所には衛生看護学院保健科・助産科を含む

<令和２年度ナースカフェの様子>

指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為について

健康福祉部

1 6月議会における債務負担行為の概要

(単位：千円)

NO.	施 設 名	指定期間	債務負担行為限度額	所 管 課
1	秋田県社会福祉会館	令和8年度 から 令和12年度 まで (5年間)	3 8 9 , 6 1 2	地域・家庭福祉課
2	秋田県北部老人福祉総合エリアコミュニティセンター		5 9 0 , 3 3 0	長寿社会課
3	秋田県中央地区老人福祉総合エリアコミュニティセンター		6 6 8 , 3 5 0	
4	秋田県南部老人福祉総合エリアコミュニティセンター		7 9 6 , 7 0 5	
5	秋田県点字図書館		2 2 1 , 9 1 0	障害福祉課
6	秋田県総合保健センター		4 0 7 , 1 6 7	健康づくり推進課
合 計			3 , 0 7 4 , 0 7 4	

2 債務負担行為限度額設定に当たっての考え方

- 各施設の実情及び物価の状況等に配慮しながら、サービス水準の維持を図る上で必要な経費を積算
- 指定期間を通じた所要額を限度額に設定

3 今後のスケジュール

令和7年

- 6月：債務負担行為の設定(6月議会)
- 7月～9月：指定管理者の公募
- 10月：指定管理者候補者の選定(選定委員会)
- 12月：指定管理者の指定(12月議会)

令和8年

- 2月～3月：令和8年度当初予算案の提案(2月議会)
- 3月：協定締結
- 4月：指定管理の開始

債務負担行為限度額 389,612千円（国 2,393 使 15,318 諸 154,402 ー 217,499）

1 対象施設の概要

- （１）施設名
秋田県社会福祉会館
- （２）設置場所
秋田市旭北栄町１番５号
- （３）設置年
昭和６１年
- （４）設置目的
県内における社会福祉の推進を図る
- （５）規模等
ＲＣ造 １０階（一部３階建）
延床面積 12,909.98㎡

2 指定管理者が行う業務

- （１）使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- （２）施設及び設備の維持管理に関する業務 等

3 債務負担行為限度額

- （１）期 間
Ｒ８年度～Ｒ１２年度 ５年間
- （２）限度額
389,612千円
（国 2,393 使 15,318 諸 154,402 ー 217,499）
（内訳）
 - Ｒ８年度 77,909千円
 - Ｒ９年度 77,299千円
 - Ｒ１０年度 79,746千円
 - Ｒ１１年度 77,250千円
 - Ｒ１２年度 77,408千円

（参考）

○ 過去５年間の指定管理料（当初予算計上額）

Ｒ３年度	64,250千円
Ｒ４年度	64,250千円
Ｒ５年度	64,250千円
Ｒ６年度	64,250千円
Ｒ７年度	64,250千円
合 計	321,250千円

○ 現在の指定管理者

（福）秋田県社会福祉協議会

債務負担行為限度額 590,330千円（使 3,815 〇 586,515）

1 対象施設の概要

- （１）施設名
秋田県北部老人福祉総合エリア
コミュニティセンター
- （２）設置場所
大館市十二所字平内新田 2 3 7 番地の 1
- （３）設置年
平成 1 1 年
- （４）設置目的
主に高齢者の健康や生きがいがづくり、社会参加や世代間交流の促進を図る
- （５）規模等
ＲＣ造 屋内運動広場、宿泊施設、大浴場、
屋外運動施設他
延床面積計 7,327.28㎡

2 指定管理者が行う業務

- （１）使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- （２）施設及び設備の維持管理に関する業務
- （３）エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務

3 債務負担行為限度額

- （１）期 間
Ｒ 8 年度～Ｒ 12 年度 5 年間
- （２）限度額
590,330千円（使 3,815 〇 586,515）
（内訳）Ｒ 8 年度 118,066千円
Ｒ 9 年度 118,066千円
Ｒ 10年度 118,066千円
Ｒ 11年度 118,066千円
Ｒ 12年度 118,066千円

（参考）

○ 過去 5 年間の指定管理料（当初予算計上額）

Ｒ 3 年度	113,207千円
Ｒ 4 年度	112,350千円
Ｒ 5 年度	111,506千円
Ｒ 6 年度	110,674千円
Ｒ 7 年度	109,853千円
合 計	557,590千円

○ 現在の指定管理者

（福）秋田県社会福祉事業団

債務負担行為限度額 668,350千円（使 8,685 〇 659,665）

1 対象施設の概要

（１）施設名

秋田県中央地区老人福祉総合エリア
コミュニティセンター

（２）設置場所

秋田市御所野下堤五丁目１番地の１

（３）設置年

平成９年

（４）設置目的

主に高齢者の健康や生きがいがづくり、社会参加や世代間交流の促進を図る

（５）規模等

ＲＣ造 屋内運動広場、屋内温水プール、宿泊施設、大浴場、緑地運動広場他
延床面積計 9,344.55㎡

2 指定管理者が行う業務

（１）使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

（２）施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務

3 債務負担行為限度額

（１）期 間

Ｒ８年度～Ｒ１２年度 ５年間

（２）限度額

668,350千円（使 8,685 〇 659,665）

（内訳）Ｒ８年度 134,314千円

Ｒ９年度 133,509千円

Ｒ１０年度 133,509千円

Ｒ１１年度 133,509千円

Ｒ１２年度 133,509千円

（参考）

○ 過去５年間の指定管理料（当初予算計上額）

Ｒ３年度 112,806千円

Ｒ４年度 111,499千円

Ｒ５年度 103,271千円

Ｒ６年度 102,000千円

Ｒ７年度 100,747千円

合 計 530,323千円

○ 現在の指定管理者

（福）秋田県社会福祉事業団

債務負担行為限度額 796,705千円（使 520 〇 796,185）

1 対象施設の概要

- （１）施設名
秋田県南部老人福祉総合エリア
コミュニティセンター
- （２）設置場所
横手市字菅生田 2 4 5 番地の 3 4
- （３）設置年
昭和 6 3 年
- （４）設置目的
主に高齢者の健康や生きがいがづくり、社会参加や世代間交流の促進を図る
- （５）規模等
ＲＣ造 屋内運動広場、屋内温水プール、宿泊施設、大浴場他
延床面積計 11,113.40㎡

2 指定管理者が行う業務

- （１）使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- （２）施設及び設備の維持管理に関する業務
- （３）エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務

3 債務負担行為限度額

- （１）期 間
Ｒ 8 年度～Ｒ 12 年度 5 年間
- （２）限度額
796,705千円（使 520 〇 796,185）
（内訳）Ｒ 8 年度 159,341千円
Ｒ 9 年度 159,341千円
Ｒ 10 年度 159,341千円
Ｒ 11 年度 159,341千円
Ｒ 12 年度 159,341千円

（参考）

○ 過去 5 年間の指定管理料（当初予算計上額）

Ｒ 3 年度	164,461千円
Ｒ 4 年度	163,093千円
Ｒ 5 年度	161,743千円
Ｒ 6 年度	160,413千円
Ｒ 7 年度	146,039千円
合 計	795,749千円

○ 現在の指定管理者

（福）秋田県社会福祉事業団

債務負担行為限度額 221,910千円（国 72,860 使 5 ー 149,045）

1 対象施設の概要

- （１）施設名
秋田県点字図書館
- （２）設置場所
秋田市土崎港南三丁目２番５８号
- （３）設置年
昭和４７年
- （４）設置目的
点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を製作・保存して、視覚障害者等の利用に供する。
- （５）規模等
ＲＣ造 平屋建
延床面積 1,020.43㎡

2 指定管理者が行う業務

- （１）施設及び設備の維持管理に関する業務
- （２）点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の製作・保存及び利用に関する業務 等

3 債務負担行為限度額

- （１）期 間
Ｒ８年度～Ｒ１２年度 ５年間
- （２）限度額
221,910千円（国 72,860 使 5 ー 149,045）
（内訳）
 - Ｒ８年度 44,382千円
 - Ｒ９年度 44,382千円
 - Ｒ１０年度 44,382千円
 - Ｒ１１年度 44,382千円
 - Ｒ１２年度 44,382千円

（参考）

○ 過去５年間の指定管理料（当初予算計上額）

Ｒ３年度	37,409千円
Ｒ４年度	37,281千円
Ｒ５年度	37,154千円
Ｒ６年度	37,029千円
Ｒ７年度	36,903千円
合 計	185,776千円

○ 現在の指定管理者

（福）秋田県社会福祉事業団

債務負担行為限度額 407,167千円（使 4,922 諸 99,875 〇 302,370）

1 対象施設の概要

- (1) 施設名
秋田県総合保健センター
- (2) 設置場所
秋田市千秋久保田町6番6号
- (3) 設置年
昭和61年
- (4) 設置目的
県民の健康の保持増進を図る
- (5) 規模等
RC造 地下1階地上5階建
延床面積 9,439.79m²

2 指定管理者が行う業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 保健医療情報の管理、健康診査ほか健康の維持管理に関し必要な業務 等

3 債務負担行為限度額

- (1) 期 間
R8年度～R12年度 5年間
- (2) 限度額
407,167千円（使 4,922 諸 99,875 〇 302,370）
（内訳） R8年度 81,343千円
R9年度 81,445千円
R10年度 81,553千円
R11年度 81,409千円
R12年度 81,417千円

（参考）

○ 過去5年間の指定管理料（当初予算計上額）

R3年度	77,205千円
R4年度	77,163千円
R5年度	77,205千円
R6年度	77,163千円
R7年度	77,205千円
合 計	385,941千円

○ 現在の指定管理者

（公財）秋田県総合保健事業団

【議案第 1 4 3 号関係】

秋田県社会福祉会館条例の一部を
改正する条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

秋田県社会福祉会館の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同会館の使用料の額を引き上げる等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県社会福祉会館の会議室等の使用料の額を引き上げることとする。（別表関係）
- (2) 16ミリ用映写機及びスライド用映写機の供用廃止に伴い、これらの使用料を廃止することとする。（別表関係）

3 改正率

令和6年の秋田市消費者物価指数に準じて、使用料の額を20%引き上げる。

4 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

【使用料の額】

1 施設の使用料

区分		単位	新	旧
会議室	大会議室	午前九時から正午まで	26,940円	22,440円
		午後一時から午後五時まで	35,920円	29,920円
		午前九時から午後五時まで	62,860円	52,360円
		午後五時後の時間一時間につき	8,980円	7,480円
	特別会議室	午前九時から正午まで	21,930円	18,270円
		午後一時から午後五時まで	29,240円	24,360円
		午前九時から午後五時まで	51,170円	42,630円
		午後五時後の時間一時間につき	7,310円	6,090円
	第一会議室	午前九時から正午まで	4,680円	3,900円
		午後一時から午後五時まで	6,240円	5,200円
		午前九時から午後五時まで	10,920円	9,100円
		午後五時後の時間一時間につき	1,560円	1,300円
	第二会議室	午前九時から正午まで	4,680円	3,900円
		午後一時から午後五時まで	6,240円	5,200円
		午前九時から午後五時まで	10,920円	9,100円
		午後五時後の時間一時間につき	1,560円	1,300円
	第三会議室	午前九時から正午まで	7,260円	6,030円
		午後一時から午後五時まで	9,680円	8,040円
		午前九時から午後五時まで	16,940円	14,070円
		午後五時後の時間一時間につき	2,420円	2,010円
	第四会議室	午前九時から正午まで	6,300円	5,250円
		午後一時から午後五時まで	8,400円	7,000円
		午前九時から午後五時まで	14,700円	12,250円
		午後五時後の時間一時間につき	2,100円	1,750円
合同研修室	午前九時から正午まで	3,330円	2,760円	
	午後一時から午後五時まで	4,440円	3,680円	
	午前九時から午後五時まで	7,770円	6,440円	
	午後五時後の時間一時間につき	1,110円	920円	

調理実習室			午前九時から正午まで	3,210円	2,670円
			午後一時から午後五時まで	4,280円	3,560円
			午前九時から午後五時まで	7,490円	6,230円
			午後五時後の時間一時間につき	1,070円	890円
展示ホール			午前九時から正午まで	18,840円	15,690円
			午後一時から午後五時まで	25,120円	20,920円
			午前九時から午後五時まで	43,960円	36,610円
			午後五時後の時間一時間につき	6,280円	5,230円
体育館	貸切使用	身体障害者の福祉の推進のために使用するとき		二時間につき	2,510円 2,090円
		その他の目的のために使用するとき		二時間につき	2,780円 2,310円
	貸切使用以外の使用	個人による使用		四時間につき	260円 210円
		一〇人以上の団体による使用	身体障害者の福祉の推進のために使用するとき	四時間につき	2,510円 2,090円
			その他の目的のために使用するとき	四時間につき	2,780円 2,310円

2 附属設備の使用料

区分	単位	新	旧
金ぴょうぶ	一双一回につき	1,380円	1,150円

3 体育館の冷暖房設備の使用料

単位	新	旧
二時間につき	760円	630円

【議案第144号関係】

秋田県立衛生看護学院条例の一部を
改正する条例案の概要について

医療人材対策室

1 改正理由

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号）の施行により、秋田県立衛生看護学院の授業料等の徴収方法及び不還付に関する規定を整備する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第6条第1項に規定する変更認定（(2)において「変更認定」という。）の申請をした者については、知事が別に定める日まで、授業料及び入学料の徴収を猶予することができることとする。（第4条関係）
- (2) 変更認定を受けた者が納付した入学料については、還付することができることとする。（第7条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

<参考>

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の概要

1 改正の趣旨

高等教育費により理想の子供数を持ってない状況を払拭するため、多数の子等の教育費を負担している世帯における負担の軽減を図り、当該世帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講じる。

2 改正の概要

- (1) 授業料等減免の対象者の追加（第4条関係）

低所得者世帯の学生等に加え、多子世帯の学生等（3人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である学生等）を対象とする。

※多子世帯の学生等については所得制限なし。

- (2) 認定手続等に関する規定の整備（第5条・第6条関係）
学生等が授業料等減免を受けるために必要な認定の手続きや、認定事由が変わった場合の変更認定の手続規定を整備する。

支援額（イメージ）



秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(授業料等の徴収方法等) 第四条 略 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下この項及び第七条において「法」という。）<u>第四条第一項の認定（法第六条第一項に規定する変更認定を含む。第七条において同じ。）</u>の申請をした者については、知事が別に定める日まで、授業料及び入学料の徴収を猶予するものとする。 4 略 (授業料等の不還付) 第七条 既に徴収した授業料、入学料及び入学受験手数料は、還付しない。ただし、<u>第四条第一項ただし書の規定により前納した授業料及び法第四条第一項の認定を受けた者が納付した入学料</u>については、この限りでない。	(授業料等の徴収方法等) 第四条 略 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）<u>第八条第一項の認定</u>の申請をした者については、知事が別に定める日まで、授業料及び入学料の徴収を猶予するものとする。 4 略 (授業料等の不還付) 第七条 既に徴収した授業料、入学料及び入学受験手数料は、還付しない。ただし、<u>第四条第一項ただし書の規定により前納した授業料及び法第八条第一項の認定を受けた者が納付した入学料</u>については、この限りでない。